宗族の形成とその構造

——明清時代の珠江デルタを対象として——

井上　徹

【要約】本稿においては、明清時代の珠江デルタを対象として、特定の地域における宗族形成の実態を追求した。その結果明らかにされたのは、明代中期以降、郷紳等の階層が、その在世中に商業・手工業経営、土地経営等を通じて獲得した家産を経済基盤として、宗法のもとでの族人結集、族田、祠堂等の共有財の設置を進めたことである。宗族組織の最大の特徴は、族人の科挙及第・任官を目的とした教育事業の遂行という点にあり、清代には、特定の「官族」が継続的に官僚等を輩出し、その他の「雑姓」とは区別されるような構造が成立した。かかる宗族の形成は、すでに宋代以来「世臣」の家系を確立する方法として追求されてきたものであるが、一五・一六世紀以降の時代に急速に展開した要因としては、郷紳が商品経済の進展を背景としてそれまでとは比較にならない程の所有の増殖を行い、これをもとに宗族樹立のために投資しえたことが考えられる。

史林　七二巻五号　一九八九年九月

はじめに

宋代以降の中国社会では、宗族という祖先を共通にする血縁集団が、とくに明清時代の華中・華南地域で急速に展開した。このように明清時代に発展を遂げ、更に近代に至るまでの長期の時代に存在した宗族という組織の特徴は、従来の研究の共通の認識によれば、宗法という結合原理①のもとに族人を結集するとともに、族田等の共有財、祖先祭祀の場としての祠堂（家廟）を所有し、また祖先以来の族人の系譜を記録した族譜を編纂するといった点にある②。最近、中村哲夫、田仲

一成、上田信、山田賢、西川喜久子等の諸氏は、郷紳、移住、税役制度、祭祀演劇等それぞれの問題関心に引き寄せて明清時代の宗族に関する個別研究を提出し、少なからぬ成果を上げているが、[3] これらの研究では、様々な機能、独自の結合原理をもつところの当該の宗族がいかなる歴史的特質をそなえ、なぜ明清時代とりわけ一五・一六世紀以降の時代に発展したのかという問題の解明には積極的関心を寄せていないように思われる。

宗族の特質という問題については、すでに一九五〇年代までに積み重ねられてきた宗族研究のなかで主要な問題として論議されたことがある。この論議のなかでとくに問題とされたのは、当該の宗族を氏族共同体の遺制として位置づける見方についてであり、膨大な実証的業績の積み重ねのなかで、共有財を経済基盤とする宗族という特有の血縁組織の形態が、古代にまで遡るのではなく、宋代に始めて開始されたことが明らかにされた。この事実の確認の後、仁井田陞氏は、いわゆる同族「共同体」論を発表し、宗族＝同族「共同体」が、この時代に成立する新たな生産関係つまり「農奴制」としての地主（＝官僚）―佃戸（ないし雇工等）関係に発生する階級矛盾を同族内部で緩和する手段として成立することを主張した。仁井田論は、当時の研究段階にあって当該の宗族が宋代に始めて成立したことの意味を体系的に解明しようとした業績として高く評価されるが、史料事実に基づく論理の組み立ての点で少なからぬ問題点がある。そこで、筆者は最近、仁井田氏の導き出した結論に疑問を抱き、宗族の原初形態として知られ、また仁井田氏も同論構築の拠り所とした宋代の范氏義荘に関する史料を改めて検討することにより、当該の義荘に成立する宗族では地主――佃戸等の階級関係を認めることはできず、むしろ族内の社会関係は平等関係を基本としていることを明らかにした。また前稿では併せて、程頤、張載らの宗法復活論を検討し、当時の官僚（士大夫）においては、「世臣」（世襲官僚）の家系確立の手段として宗法のもとでの族人結集＝宗族の形成を位置づけていることを明確にした。つまり、范氏義荘等を設立した官僚（＝地主）は、マックス・ウェーバー、中村哲夫、西川喜久子等諸氏が指摘した宗族の一機能としてではなく、まさしくそれ自体を本来の目的として科挙及第者、官僚の輩出を重視し、世襲的に官僚等を送り出す「世臣」の家系の確立を志向したと考えられるのである。[4]（補1）

本稿で目指すのは、このような宋代を対象とした分析のなかで得られた視角を立脚点として、宗族組織の普及がすでに確認されている明清時代の華中・華南のうち広東珠江デルタのそれに焦点を当てて筆者の視角の当否を問うことにある。以下、本論においては、珠江デルタのなかでもとくに仏山鎮（行政区画上は明清両代ともに南海県西淋堡所属の一堡）[5]に焦点を当てているが、それは次のような理由からである。第一に、従来の研究のなかで宗族組織が「城・鎮」といった都市等に集中する傾向が指摘されており[6]、その点で、明代中期以降、珠江デルタにおける手工業・商業の一大中心地としての地位を確立する同鎮は宗族分析の対象としてふさわしいと考えられる。仏山は元来製鉄等の手工業生産により経済発展を遂げた地域であるが、とくに清代に入ってからは、その他、織維工業、染料、印刷などの部門も併せ持つようになるとともに、更に珠江デルタ地帯と他地域との遠隔地商業の要衝の地としても知られている[7]。第二に、関連の史料が比較的豊富なことである。仏山では、清代の乾隆・道光年間、また民国年間にともに『仏山忠義郷志』と名付けられる地志が編纂された。乾隆一九年（一七五四）刊本（毛維鈺・趙廷富監修、陳宗炎総輯）、道光一一年（一八三一）刊本（呉栄光纂）、民国一五年（一九二六）刊本（汪宗准等監修、冼宝翰総纂）である[8]（以下、『乾隆志』、『道光志』、『民国志』と略称）。また、最近、広東省社会科学院等が編集した『明清仏山碑刻文献経済資料』（広東人民出版社、一九八七年）は、仏山鎮に関連する碑刻その他の資料を集大成したもので、そのなかには日本に現存しない貴重な資料が多く含まれている[9]。これらの資料を用いることにより、特定の地域における宗族の形成・発展の状況を通時的に追跡することが可能となる。

① 宗法とは本来周代に行われたとされる親族統制の原理を指し、宋代以降の時代にその復活が志向される場合にも、その基本的原理は、周制のそれと同じである。すなわち、始祖・始遷祖の嫡系の子孫が宗子として祖先祭祀を主宰し、この宗子を大宗ともいう。大宗は、その系統から枝分かれした庶系の小宗の系統に対して、祖先祭祀を通じて統制を行い、ここに、大宗のもとに小宗が従属する宗族集団が成立することになる。このような宗法の構造については、清水盛光『支那家族の構造』（岩波書店、一九四二年）が詳しく論じている。

② 宗族の特徴に関する共通の認識については、拙稿「宋代における宗族の特質の再検討—仁井田陞の同族『共同体』論をめぐって—」（『名古屋大学東洋史研究報告』一二、一九八七年）で整理したので、参照していただきたい。

③ 最近の宗族研究の動向は、前掲「宋代以降における宗族の特質の再検討」で紹介したので、詳細は省略する。代表的な論考のみ次に掲げておきたい。

中村哲夫『中国近代社会史研究序説』（法律文化社、一九八四年）収録の諸論文のうち、とくに「郷紳の手になる郷紳調査について」及び「科挙体制の崩壊」。西川喜久子「『順徳北門羅氏族譜』考（上・下）」（『北陸史学』三二・三三、一九八三・八四年）。片山剛「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題―税糧・戸籍・同族―」（『史学雑誌』九一―四、一九八二年）、同「清代広東省珠江デルタの図甲制について―税糧・戸籍・同族―」（『東洋学報』六三―三・四、一九八二年）など。田仲一成「十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（1）（2）（3）」（『東洋文化研究所紀要』六〇・六三・六五、一九七三・七四・七五年）、同『中国祭祀演劇研究』（東京大学出版会、一九八一年）、同『中国の宗族と演劇』（東京大学出版会、一九八五年）など。上田信「地域の履歴―浙江省奉化県忠義郷―」（『社会経済史学』四九―二、一九八二年）、同「地域と宗族―浙江省山間部―」（『東洋文化研究所紀要』九四、一九八四年）など。山田賢「清代の移住民社会―嘉慶白蓮教反乱の基礎的考察―」（『史林』六九―六、一九八六年）、同「移住民社会と地域変動―四川省雲陽県における嘉慶白蓮教反乱―」（『名古屋大学東洋史研究報告』一二、一九八七年）。

④ 前掲「宋代以降における宗族の特質の再検討」。また、仁井田氏の見解は次の二論文に披歴されている。「中国社会の『封建』とフューダリズム」（『東洋文化』五号、一九五一年）、同「中国の同族又は村落の土地所有問題―宋代以後のいわゆる『共同体』―」（『東洋文化研究所紀要』第一〇冊、一九五六年）。

⑤ 行政区画上の仏山の位置は、『万暦・南海県志』巻一、〈都里〉、『道光・仏山忠義郷志』巻一、郷域志、〈形勢〉で確認した。

⑥ 福武直『中国農村社会の構造』（大雅堂、一九四六年）、中村哲夫前掲「科挙体制の崩壊」。

⑦ 明清時代における仏山の経済状況については、『明清広東社会経済形態研究』（広東人民出版社、一九八五年）及び『明清広東社会経済研究』（広東人民出版社、一九八七年）に収録された諸論文で様々な角度から分析が加えられている。

⑧ 三刊本のうち、『乾隆志』は日本に現存しない。本稿では、広東省中山図書館所蔵本を使用した。

⑨ 以下同書を『仏山経済資料』と略称する。

第一章　珠江デルタにおける宗族の普及

珠江デルタの宗族に関しては、宗族のなかに郷紳輩出の機能を見出した西川喜久子氏、また清朝の税役徴収制度である図甲制（里甲制）が同族組織（宗族）を基礎として編成されていたこと、当該の体制が図甲制を創設した明朝の初めにまで遡ることなどを主張した片山剛等の前掲研究が提出されている。[1] このうち、片山氏の研究は、明初ないしそれ以前から宗族が普遍的に存立していたと推定するものであるが、充分な史料と論理に支えられていない。[2] 最近、劉志偉氏は、片山氏の

推論に批判を加え、里甲制施行当初は個別家族が里甲制を構成する「戸」の内実であること、明代中期以降における里甲制度の弛緩と宗族の発展にともない、個別家族の集合体としての宗族が変質を遂げた里甲制（図甲制）の基礎となったことを検証している。[3] 支持しうる見解だと思われる。また、葉顕恩・譚棣華両氏は、族譜、地志、碑刻等の豊富な史料を駆使して、明清時代の族田制、祠堂の普及状況、商業・手工業に対する宗族の影響などを包括的に検討し、仏山鎮を始めとする珠江デルタでは、「氏族社会」以来の系譜をもち、宋学の潤色を経て成立した「封建宗法制」（宗族）が明代中期以降、当時の商品生産の発展にともなって急速に展開を遂げたことを指摘している。[4] 宗族組織の普及状況、地域の社会経済構造への影響力などを検証して、宗族の発展がとくに明代中期以降の時代に集中したことを指摘した点で注目される。但し、これら中国側の研究にも問題がないわけではない。明清時代の宗族を「氏族社会」以来の系譜をもつものとして把握した点に疑問が残る他、明代中期以降発展を遂げる祠堂、族田を所有する宗族組織が具体的にどのように樹立されたのかという宗族形成の在り方について十分な考察が加えられていないのである。そこで、本章では、まず葉顕恩氏らが検討の主な対象とした仏山鎮を同じく取り上げてこの問題について考えてみたい。

1　土大夫（郷紳）の役割

さて、葉顕恩・譚棣華両氏は、「封建宗法制」を確立し、明代中期以降発展を遂げる宗族（「右族」）の代表例として、冼、李、霍等の諸姓を挙げる。[5] 冼、李の二姓は、すでに明代前半以前の時期に仏山に移住していた家系であり、清代においては、仏山で最も多数の祠堂を抱えた「氏族」として知られる。また、霍氏は、代々仏山の隣の深村堡石頭に居住しており、製鉄業の経営、市場での商業活動の面で仏山と密接な関係をもっていた。以下、これらの諸姓がどのように宗族組織を形成していったのかを再検討してみたい。

①　最初に取り上げる冼氏は、石巷、白墈（ハクカン）、鶴園（練園ともいう）、汾水（フンスイ）、東頭の五族に分かれる。五族のうち、石巷と

鶴園冼氏家系

（世代）	（時代）			
一世	南宋	衍深		南海県扶南堡に移住
二世		毓賢		扶南堡
三世		壬		扶南堡
四世	元朝	君泰		広州儒家巷に移住
五世	明洪武年間	顕祐		仏山に移住……始遷祖
六世	明前半	灝通		黄蕭養の反乱防衛
七世		昱（長房房祖）	靖（二房房祖）	易（三房房祖）
八世		賢	政	
九世		滔 天択 ○ ○	滌	
十世	明嘉靖年間	桂馨 ○ ○ ○	桂魁 桂奇	
十一世		宗信 ○ ○ ○	夢松 夢竹	

上図は，『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十，分房譜・練園房を参考にして作成した。

白墈二族の始遷祖は兄弟で、南宋の咸淳年間（一二六五―一二七四）、一緒に仏山に移住してきたが、その他の三族は始遷祖も移住時期もそれぞれ異にする。⑥

仏山の冼氏五族のうち、鶴園冼氏の第一世は南宋の咸淳年間、珠璣巷（シュキ）（明清時代の南雄府所属）から南海県扶南堡に移住した衍深（エンシン）なる者であり、その後、第四世の君泰の時に広州城の儒家巷に移り、さらに明代洪武初め、第五世の顕祐が儒家巷から仏山の鶴園里に再遷した。この顕祐が鶴園冼氏の始遷祖である。⑦その子は諱を灝通（コウツウ）といい、字は享甫、号は月松、「文学」を好み、「四方の達人」が彼のもとに集まってきたという。正統一四年（一四四九）に勃発して広州府一帯を席捲した黄蕭養の反乱の際には、仏山の反乱防衛で指導的役割を演じた「耆老」に名を連ね、その家は「大家居室」と称された。その伝記に、「仏山の商務は、鍋業

を以て最と為す。各省の巨商、公の信誼を聞き、咸其の家に投ず」とあるように、各省の「巨商」が仏山の鉄鍋を求めて灝通の家に足を運んだ。[8] 灝通の家が直接鉄鍋の製造に従事していたのかどうかは不明であるが、少なくとも鉄鍋の販売によって財をなしたことは明らかである。

洗灝通には、昱、靖、易の三子があり、それぞれ新たに長房、二房、三房を開き、各房の房祖として位置づけられる（洗氏第七世）。[9] このうち第二子の靖は、生業に励み、灝通から遺産相続した百畝の土地を、「負郭田三百余畝、別業も亦百畝を下らず」といわれるほどに増殖し、「故に時に洗氏の子姓は未だ通籍せずと雖も、已に右族と称せらるるは、実に公の恢拓自りす」と賞賛された。洗靖は豊かな家産をもとに「家塾」を設け、「名士」を招いて子孫を教育したといい、その子の政は武昌県訓導、孫の滌は寧国府通判に任官している。[10] これに対して、灝通の長子の昱を房祖とする長房の家系では、第八世の賢の代をへて、第九世の天択の代になると、当初挙業を目指したものの途中で挫折し、更に南京に赴いて商売を試みるも成功せず、遂には「平生、生産を事とせず、以て故家窮す」と評された彼の事跡から窺えるように、家業は全く振わなくなる。[11] この天択の次男は洗桂奇といい、嘉靖一〇年（一五三一）に郷試及第、同一四年進士となり、工部主事、南京刑部主事を歴任し、退官後、時に発生した水害の影響による飢饉の発生、そして飢民による反乱の危機に対して、飢民への説諭、米穀の確保などの手段を講じて、後世にその名をとどめた人物である。[12] 鶴園洗氏における祠堂建設は、この桂奇の手で実現する。

鶴園洗氏の大宗祠建設の事情は、洗桂奇ならびにその二子（生員の夢松、夢竹）の連名で提出された大宗祠建設に対する官の許可の求めに対して、広東承宣布政使司分守嶺南道左参政の項喬による批を経て、広州府が発給した「家廟照帖」（嘉靖三一年、「広州府曹為義挙大宗祠田立宗法以行家訓事」と題す）[13] に詳しい。同「家廟照帖」中の桂奇の二子の請願によれば、桂奇はすでに進士及第後から大宗の祠堂を建設し、鶴園洗氏嫡系の第十一世である宗信を宗子となして始祖を祭らせ、「族人の心」を統合しようという構想をもっており、退官後の嘉靖二九年（一五五〇）これを実行に移した。こうして設立され

た大宗祠堂は、始遷祖の顕祐（五原公）を祭り、「冼氏家廟」と命名された。また、自己の所有地のなかから一部を提供して「祀事に供す」とともに、家訓を著し、宗法を制定した。同上「家廟照帖」に付された官側の規定によれば、桂奇の定めたように、宗信を祖先祭祀を主宰する宗子に任命して、「以て其の祖を祀り、以て其の宗を統べしめ」、桂奇が寄付した「祀宇田地」は「倶に宗子宗信の掌管に付し、永らく遵守を為さしむ」という。さらに、桂奇の二子の夢松、夢竹には、族正の地位を許し、宗子を補佐させた。こうして、鶴園冼氏は、始遷祖顕祐以来の三房の族人を結集して、嫡系の宗子が、始祖祭祀を通じて族人の結集を図る体制を成立させたのである。

この他、鶴園冼氏の大宗祠が完成した嘉靖年間には、同じく冼桂奇の手で、長房と三房の祠堂が設立されている。また、鶴園冼氏二房の宗祠は、寧国府通判に任官した滌（デキ）が設立し、父ならびに二房の房祖（冼靖）をまつった。また、仏山の冼氏五族のうち東頭冼氏の場合には、隆慶元年（一五六七）の挙人で、知州・知府などを歴任した冼効が、南宋の始遷祖発祥公をまつる大宗祠を重建している。⑭

『嶺南冼氏宗譜』は、このように嘉靖年間に各族・房内部の結束を図るという在り方が、仏山に限らず、広州・肇慶両府の各地に散在した「南海冼氏」全二十八族について見られることを伝えている。すなわち、嘉靖一五年（一五三六）に提出された礼部尚書夏言の祠堂設立に関する上奏⑮以降、「宗祠、天下に徧（あまね）ねし」という状況が現れたと述べ、また、この宗祠設立を「天下の族を収め、各（おの）おの統摂する所有り、散漫に至らざらしむ所以」であると評価したうえで、「我が族の各祠も亦多く建つること嘉靖年代に在り」としているのである（同書巻二、宗支譜、〈宗図〉）。冼氏では、二十八族各々における宗祠設立の後、明末の天啓年間（一六二一―一六二七）になって始めて、共通の祖先である晋代の忠義公（諱は勁（ケイ）、字は元吉）を「嶺南の始祖」として奉じる大宗祠を広州城に建設し、「二十八族を糾合」した（同上〈宗図〉）。

② 李氏（A）の始遷祖は広成といい、永楽二年（一四〇四）に生まれて、成化五年（一四六九）に死去している。広成は、仏山付近の里水なる所から移住し、里水で学んだ「鋳冶の法」をもとに仏山で製鉄を始め、以後その子孫は「世よ其の業

を擅らにす」という。[16]『李氏族譜』には、広成公の子孫が多く製鉄業に従事したことが伝えられている。例えば、靖山公（成化一四年―嘉靖三七年）は「朴にして行いを尚び、兄弟同に冶〔鉄〕を業と為す」といい、あるいは、季泉公は、「自ら以為へらく、世よ鋳功を執り、家此れを以て進む有り」というように、その家が代々冶鉄を生業としてきたことを証言している。また、同野公（正徳一三年―万暦一八年）は、「段氏の業」（製鉄）によって「遂に大いに厥の室を拓」き、「邇の時、子姓繁夥にして、闔室爨すること六十余人。家を治むること謹厳なり、即ち再従弟姪には、之に授くるに事を以てし、其の成るを督す」という。鋳造によって家業を盛んにした同野公の家では、盛時には六十余人の同居の家族員が冶鉄に従事したのである。[17]

この同野公の孫を、待問という。李待問は、万暦三二年（一六〇四）の進士で、官は、礼部主事、南京応天巡撫を歴任し、遂には戸部尚書にまで上った。明代に仏山から出た官僚のなかで最高の官位を極めた人物である。帰郷後の待問は、通済橋、崇正社学、仏山で始めての書院（文昌書院）、また、黄蕭養の反乱の時、郷人結集の精神的拠り所となった祖廟（霊応祠）等を設立・重修するなど、仏山の公共事業に力を入れた。[18]

李待問は、明末の天啓六年（一六二六）、始遷祖の広成公を祭る大宗祠を李氏で始めて建設した。李待問『李氏族譜』巻七、祀業によれば、すでに待問の父の岐庵公は、「一族の子姓」を集めて祖先祭祀の挙行を計画し、祭祀の規則、募金までおこなったものの、志半ばにして死去した。待問は、父の遺志を受け継ぎ、大宗祠を完成させるとともに、戸部右侍郎・総督漕運の任を終えて帰郷した際に「族老」と協議し、一頃九十八畝の土地を購入して祠堂付属の族田となし、また書田八十五畝を設置した。[19]

③　石頭の霍氏は、始祖の諱を剛可といい、元末の人である。二世は号は椿林、洪武初めに生まれ、「焙鴨」（あひるを焼いて商う）により、利益を得て起家し、「霍鴨氏」と称される。四世の厚一の時、黄蕭養の反乱に遭遇して、石頭から付近の七星岡、更に仏山に逃れ、反乱終息後、石頭に戻って、牛・豚の飼育、あるいは布・扇の販売などで家を復興した。[20]

その後、厚一の孫の霍韜（一四八七―一五四〇）は、正徳九年（一五一四）に進士に及第し、嘉靖年間には職方主事、礼部尚書の官を歴任した。[21] 宗族関連の事業は、霍氏で始めての任官者である霍韜の手で開始される。霍韜はまず嘉靖四年（一五二五）、官の命により「淫祠」として破壊された地を承買して大宗祠を設立し、始祖・高祖・曾祖・祖・考の祖先ならびにその他各房の房祖を祭るとともに、寺田三百畝を購入して「大宗の蒸嘗」（族田）とし、また併せて石頭書院を設立した。更に、翌年二月六日には、石頭で「合爨」を挙行し、これを祖宗に報告した。この時の「合爨」では、「置く所の産業」（仏山の製鉄業、租佃地など）は「悉く同祖の兄弟と之を共にし」、家長を置いて管理させ、また宗子に祖先祭祀を主宰させた。[22] これは一族の同居共財生活を試みたものであり、その詳細は後述したい。

以上、葉・譚両氏が「右族」として挙げた幾つかの家系について再検討を進めたが、そのなかで気が付かれるのは、宗族形成の次のようなパターンである。つまり、商業・手工業経営に従事する家系のなかから現れた官僚等が中心となって明代中期以降主体的に祠堂、族田（「蒸嘗」・「祭田」・「書田」）などの共有財を設置し、始祖・始遷祖以来の族人を結集するとともに、一般には始祖嫡系の宗子が祖先祭祀の主宰者として族結合の象徴的役割を果たし、その他、組織運営の実質的担当者として族正・家長が置かれることもあった。こうして宗族結合を実現した家系のなかには、冼氏のように、広い地域に散在する各房・各族がそれぞれ内部で結束を固めた後、一大結集を遂げる場合もある。この点からすれば、祠堂・族田等の共有財を所有するところの宗族組織は、始祖・始遷祖以来すでに自動的に成立していたものではなく、明代の嘉靖年間前後の時期、官僚等を中核として始めて実現したといえよう。

これらの家系においては、しばしば多数の族人が一つの家に同居して手工業、商業経営に従事する形態が見られる。例えば、鉄鍋の販売で巨富を蓄えた冼灝通の家では、「諸弟侄」などが経営に関与していたし、[23] また製鉄業を経営した李氏の同野公の家では、「子姪」六十余人が同居していた（前出）。しかし、それらは、これまでに紹介してきた宗族組織とは異なり、当該の経営を永続的な共有財とすることを前提としていない。冼灝通は、「故より家の財に饒かなるを以て、得る

所輒ち諸弟侄に分かちて吝色無し」[24]といい、あるいは洗灝通の第二子の靖が父から相続した田産を数倍に増殖したという前出の事例からすれば、少なからぬ家族員が同居していた洗灝通の家も、その後、家族員・家産ともども分割されたと思われる。また李氏の同野公の場合にも、「兄弟始めて箸を析するや、営む所貲(はか)られざるを、以て自ら私せず、悉く諸同気に均しくす」とあるように、その家産は兄弟の間で均等に分割された。[25]このような均分相続の原則が明清時代の仏山で手工業、商業の分野を問わず、厳密に維持されたことはすでに論証されている。[26]つまり、一時的には多数の家族員が同居してともに諸経営に従事する形態が生み出されたとしても、それは永続性をもたず、均分相続を経て絶えず分解されざるをえない。霍韜の「合爨」のように、宗族組織を確立し、私産を宗族の共有財とする手続きを行って始めて、諸経営は永続的な共有財となり、また族人もその結束を維持しうるのである。

仏山で明代中期を境として宗族組織が発展を遂げたことは、祠堂に関する調査によっても確認される。『乾隆志』巻三、郷事志、〈家廟〉、『道光志』巻五、郷俗志、〈家廟〉、『民国志』巻九、氏族志、〈各姓祠堂〉によれば、乾隆期（一八世紀二十年代）、道光期（一九世紀三十年代）、民国期（二〇世紀二十年代）各時代の祠堂数は、それぞれ一四七所、一七三所、三六四所である（表Ⅰ）。三種の刊本のうち、『民国志』前掲〈各姓祠堂〉は唯一、祠堂の設立年代についての調査を行っており、合計六十五所の祠堂の設立年代が判明する。これを時代別に整理すると、宋、元時代に四所、明初に三所であり、後世に比較して著しく少なく、また連続性もない。これに対して、明代の宣徳～正徳年間の時代（一五世紀後半・一六世紀前半）に五所設立されたのを始めとして、以後、嘉靖から崇禎までの時代（一六世紀中葉～一七世紀中葉）には、合計三十一所、清代においても、順治から乾隆にかけての時期（一七世紀中葉～一八世紀末）に二十二所、嘉慶から道光にかけての時期（一八世紀末～一九世紀中葉）に二十所、設立されている（表Ⅱ）。この統計を通じて、明代の一五世紀中葉以降に祠堂建設が継続的なものとなり始め、とくに一六世紀以降においては、前代とは比較にならないほど多数の祠堂が設立され、この祠堂設立の風潮は清代にまで継続することが知られる。この点に関連して、『民国志』は〈各姓祠堂〉条の冒頭で、先に紹介した

表I　各姓祠堂数

同表の作成に際して参考にしたのは，『乾隆志』巻三，郷事志，〈家廟〉，『道光志』巻五，郷俗志，〈家廟〉，『民国志』巻九，氏族志，〈各姓祠堂〉である。また，同表の祠堂統計の作成については，次の諸点に留意した。①本論で明清時代の宗族を検討の対象としていること，また繁雑になるのを避けるため，民国期の祠堂については，すでに『乾隆志』，『道光志』で登場している姓についてのみ統計をとり，民国時に新たに記載される姓の祠堂は省略した。②李氏以下幾つかの姓では，民国期になって祠堂数が急増しているが，そのなかには，従来仏山に居住していた者と同姓であるものの，直接の祖先は異にし，新たに仏山に移住してきた人戸によって建設された祠堂が含まれる可能性がある。

姓	乾隆年間	道光年間	民国年間
李	16	15	25
陳	20	21	47
梁	28	33	58
冼	13	13	24
霍	20	22	49
龐	5	5	5
黄	12	13	30
何	6	8	18
黎	1	1	4
楊	2	2	7
岑	1	1	2
高	1	1	1
潘	3	3	4
彭	1	2	2
邱	1	1	1
簡	1	1	1
区	3	5	10
馮	1	1	4
呉	1	4	10
曹	1	3	3
羅	2	2	3
鄭	1	1	1
孔	1		
盧	1	1	4
張	1	1	4
鐘		1	2
労		1	2
葉	3	1	
頼		1	1
周		1	2
任		2	3
蔡		1	3
伍		1	1
侯		1	
小計	146	170	331
その他	姓不明の祠堂　1	姓不明の祠堂　3	民国期に新たに登場する姓の祠堂　27 姓不明の祠堂　6
合計	147	173	364

表Ⅱ　祠堂の設置年代に関する統計

この統計は，『民国志』巻九，氏族志，〈各姓祠堂〉条に基づいて作成した。対象とした時代は，宋代以降，清代道光年間までである。

時代		各姓別祠堂数
宋代		陳氏1　冼氏2
元代	至順元年（1330）	梁氏1
明代	洪武年間（1368—1398）	黄氏1　盧氏2
	宣徳年間（1426—1435）	梁氏2
	弘治年間（1488—1505）	霍氏2
	正徳年間（1506—1521）	梁氏1
	嘉靖年間（1522—1566）	陳氏2　冼氏4　黄氏1 何氏1
	万暦年間（1573—1619）	李氏1　梁氏3　霍氏3 黄氏3
	天啓年間（1621—1627）	李氏2　梁氏3　冼氏1 霍氏1
	崇禎年間（1628—1644）	李氏2　霍氏3　黄氏1
（その他，明代とのみ記す祠堂）		陳氏7　梁氏5　冼氏4 霍氏3　何氏2　盧氏1
清代	順治年間（1644—1661）	霍氏2　岑氏1
	康熙年間（1662—1722）	李氏2　陳氏1　梁氏3 冼氏2　霍氏2　黄氏1 何氏2　区氏2
	雍正年間（1723—1735）	陳氏1
	乾隆年間（1736—1795）	黄氏2　何氏1
	嘉慶年間（1796—1820）	陳氏1　梁氏1　冼氏1 任氏1　呉氏1
	道光年間（1821—1850）	陳氏4　霍氏4　譚氏1 莫氏1　楊氏1　潘氏1 任氏1　呉氏1　羅氏1

『嶺南冼氏宗譜』と同様に、嘉靖帝が夏言の上奏を採用し、「民間皆宗を聯ね廟を立つるを許し」てより、「是に於いて宗祠天下に徧ねし」と述べるとともに、「吾が仏〔山〕の諸祠も亦多く建つるは此の時自りし、是に宗を敬まい族を収む」とする。後世の史料ではあるが、先に検証した幾つかの宗族形成の事例、祠堂設立に関する調査を踏まえるならば、嘉靖年間前後に祠堂の建設、宗族の結集が本格化したとするこの見解はほぼ妥当であるように思われる。

ところで、明代中期以降、官僚等が中心となって族人の結集に向けて動くという在り方は、仏山鎮のみの現象ではなかったと思われる。この時期に編纂された嘉靖六年（一五二七）刊『広州志』（北京図書館所蔵本）巻三五、〈礼楽〉は、次のように述べている。

祭礼、士大夫家多建大宗小宗祠堂、最為近古。四廟以右為上、一遵家礼。惟冬至祭始祖、立春祭先祖、季秋祭禰、未能行也。有祭田者重忌祭。然召邀親朋飲食醉飽、與所謂終身之喪者異矣。

と。同書が刊行された嘉靖六年をそれ程遡らない時期において、「士大夫」（官僚）の家で、大宗、小宗の祠堂が建設されるようになったとされる（「士大夫家多建大宗小宗祠堂、最為近古」）。この記事を通じて、広州府一帯で、この時期、宗族形成の重要な指標となる大宗―小宗の組織（宗法）が成立し、また族人結集の紐帯としての祖先祭祀を挙行する場である祠堂（大宗・小宗の）が建設され始めたことが窺われる。

明代中期以降、宗法の適用、祠堂の設立、族田の設置等が官僚の間で盛んに主張されるようになったことは、例えば、景泰五年（一四五四）の進士で、礼部尚書等の官職を歴任した邱濬（キュウシュン）（広東瓊山の人）が、朱子、程頤の祠堂の制度を紹介し、「士大夫の家往々にして其の制に倣（なら）いて之を行うは、率ね閩、浙、江、広の人なり」としたうえで、「民」の中から選抜され、「爵」を与えられた「士大夫」に、「世業の田有れば、則ち祠を立てて以て先霊を妥（やす）んじ、田を置きて以て祭需に給せよ」と述べていること、また番禺県の李義荘（嘉靖二年の進士、戸部主事、礼部郎中）も、「封建の典天下に行なわれざる自り、宗子の法も廃る。宗子の法廃れれば、則ち宗人以て宗と為す莫く、祖を尊び宗を敬まうの意、是に於いて泯然たり」と、宗法の衰退を嘆き、宋末の時期に南海県泌沖郷に移住した鄒氏が海嶼（嘉靖三一年の進士、福建建陽県知県）の代に、始祖を祭る「祠廟」を建て、貸家、「祭田」からの収入によって祖先祭祀を維持したことを賞賛したことなどからも知られる。この他、順徳県の羅虞臣（嘉靖八年の進士、刑部主事）、東莞県の袁昌祚（隆慶五年の進士、四川参議）、なども、大宗・小宗の法の確立を唱えている。[27]

2　宗族組織樹立の経済基盤

さて、官僚等による祠堂を中心とした族人結集の実現の問題に関して今一つ検討しておかねばならないのは、宗族組織の樹立に必要とされる基金の問題である。成化二三年（一四八七）、皇帝に『大学衍義補』を上呈した邱濬は、同書のなかで、夏言の前掲上奏に先んじて、宗法の確立、祠堂、族田（祭田・書田など）の設置、族譜の編纂などを主張しているが、

彼によればこうした宗族樹立関連の事業はまず官僚（「文臣」、「仕宦」、「禄食有るの家」）が挙行すべきであるとし、その他、「財産充足の家」と表現される有産者を挙げる。[29] これは、宗族樹立には多額の資金が必要とされることから、官僚・有産者において始めて実現しうると認識されたためであろう。

明清時代の珠江デルタの宗族組織が族田、市鎮の舗舎（商店）などを所有し、また高利貸経営などにも関与していたことを検証した葉顕恩氏等は、族田等の共有財の来源には、「官紳」及び一般の族人（商人、富戸）による捐納、宗族共有財産をもとにした更なる増殖などがあったとする。[30] これは宗族組織の創設資金に焦点を定めた研究ではないが、組織維持の資金面において官僚等が少なからぬ貢献をなしたことは窺われる。前掲の仏山の諸姓においても、例えば、鶴園冼氏の大宗祠、祭田を設置したのは、冼桂奇であったし、李氏（A）の場合にも、李待問は、宗祠建設に際して、族中の「有力者」に寄付を求めるとともに、自ら資金の増額や書田の寄付などを行っている。[31] このように官僚等が宗族組織の樹立・維持を目的として拠出した資金はどのようにして獲得されたものであろうか。

この問題については、一六世紀前後の時期その郷里社会で郷紳と総称された現任・休職・退職の官僚及び挙人・生員などの科挙及第者による郷里社会での活動に大きな関心を寄せた従来の郷紳研究がその実態を明らかにしている。端的に言えば、国家から徭役免除等の特権を付与された郷紳が郷里社会の土地所有、商業・高利貸など様々な経済分野で、政治的特権や地方官府への影響力を行使しつつ、巨大な利益を獲得していくものである。[31]

珠江デルタにおける郷紳の経済活動の一端を次に簡単に紹介しておきたい。例えば、嘉靖二八年（一五四九）、広東布政使司分守嶺南道左参政の項喬が出した布告―「禁墟主以便市民」[32]―によれば、広東の墟市・埠頭等の市場において、「勢宦郷豪」（「勢豪」、「郷官」ともいう）の「家人子姪」らが中心となって店舗等を開き、墟主を設けて管理させ、地方官府への「納銀」を条件として、店舗賃貸料を一般商人から取ることを許可する「帖」を発給してもらい、一旦、給付されると、「柴米鶏豚の常資」・「油鹽醬醋の末品」に至るまで、商品に私税を科する、あるいは、「帖」の給付を待たずに、自ら墟

主となり、「某都堂、某公卿、某科道、某部属等の府」と称して、「小民の貨物を抽取」するという。項喬は、かかる郷紳の家の横暴に対して批判を加え、地方官府が「勢豪」の後ろ立てとなっていることなどを指摘したうえで、「勢宦郷豪」への許可状（「帖」）の取り消し、「郷官」の家の「家人子姪」の処分などを指示している。

また土地所有の分野でも同様に郷紳の家による所有拡大が顕著である。この問題について検討を加えた松田吉郎氏の研究によれば、明代における珠江デルタの沙田開発は、南海、番禺、順徳、新会、東莞等の諸県が先発地域であり、明代中期以降には、南海等の先発地域の郷紳が寄荘戸として後発の香山県の沙田を集積する現象が一般化したという。[33] 郷紳による沙田集積の実態は、明末の順徳県の生員陳邦彦の「禁侵漁」[34]に詳しい。それによれば、「郷紳」の「子弟僕従」、「戚属奸徒」が中心となって、「承餉を以て名と為し、他人の已成の税田を影占し、認めて己が物と為す。業戸は畏れて敢えて争わず、官司も之を聞きて直す能わず」という「占沙」、また「秋稼将に登らんとするに至るに及び、豪家、打手を募り召き、大船を駕使せしめ刃を列ね旗を張り、以て新占の業を争う」という「搶割」、こうした「侵漁」が横行していた。

これらの事例に示されるように、郷紳の家では、その家族員（「家人子姪」、「子弟」）、奴僕（「僕従」）、族人（「戚属」）等が実質的な遂行者として、土地所有、市場管理などの分野で、地方官府の庇護を得て、あるいはしばしば暴力的手段を用いつつ、経済利益を上げることが一般に行われた。

先に紹介した石頭霍氏の家は、郷紳在世中に展開される様々な経済活動を最もよく窺いうる事例である。始遷祖以来、小商売などに従事してきた霍氏においては、後に官界に入る霍韜が遺産相続した時には、「公素より貧なり。兄弟五人の田は四十畝に過ぎず」とあるように、霍氏兄弟が所有する土地は少なく、「貧」とされる状態にあった。[35] ところが、霍韜の任官後、霍氏の経済活動は、当時大きな社会問題となっていた香山県での寄荘地設置、仏山の墟市（汾水正埠という）での商業活動を始めとして、同じく仏山での製鉄業経営、石湾での陶磁器業経営、更に銀鉱山の開発、塩の取り引き、林業

など多方面に及んでいる。[36] 嘉靖四年(一五二五)、霍韜は、大宗祠・書院を建設するとともに、「合爨」という宗族の同居共財生活を挙行したが(前述)、この時の宗族組織樹立の経済基盤とされたものこそ、これらの多角的経営であり、「置く所の産業」は「悉く同祖の兄弟と之を共に」する(前掲)というように、これらを宗族共有財に移管した。霍韜のように、私産の多くを宗族共有財とし、かつ族人の「合爨」を挙行する事例は必ずしも多くはなかったと考えられる。[37] だが、霍氏の事例を通じて、郷紳による多面的な経済活動こそが、多額の費用を必要とされる宗族組織整備の経済的裏付けとなっていたであろうことは推定しうるであろう。

① はじめに註③で紹介した西川喜久子、片山剛両氏の諸論文。西川喜久子氏は、その他、最近になって、宗族に関連した研究として、「順徳団練総局の成立」(『東洋文化研究所紀要』一〇五、一九八八年)を発表している。

② すでに拙稿「黄佐『泰泉郷礼』の世界―郷約保甲制に関連して―」(『東洋学報』六七―三・四、一九八六年)で、片山氏の主張に対して疑問を提示したことがある。

③ 劉志偉「明清珠江三角州地区里甲制中〝戸〟的衍変」(『中山大学学報』一九八八年第三期)。

④ 「論珠江三角州的族田」、「封建宗法勢力対仏山経済的控制及其産生的影響」(ともに前掲『明清広東社会経済形態研究』所収)。

⑤ 前掲「封建宗法勢力対仏山経済的控制及其産生的影響」。

⑥ 宣統二年刊『嶺南冼氏宗譜』(冼宝翰総纂)巻三、分房譜。

⑦ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜・練園房。

⑧ 『仏山経済資料』三〇六頁に引用された冼宝翰『鶴園冼氏家譜』巻六之二の冼灝通の伝記。

⑨ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜・練園房。

⑩ 前掲『鶴園冼氏家譜』巻六之二、〈七世蘭渚公伝〉(『仏山経済資料』三〇八頁。

⑪ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜・練園房、湛若水撰「殷斎公墓表」。

⑫ 冼桂奇の経歴は、龐尚鵬「少汾公墓表」(『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十収録)、『道光志』巻九、人物志、〈冼桂奇〉伝などに記載される。また彼が仏山で行った飢饉対策については、盧夢陽撰「世済忠義記」(嘉靖三二年、『仏山経済資料』五頁)に詳しい。

⑬ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜・練園房、〈祠堂〉収録。

⑭ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜・練園房。

⑮ 『夏桂洲奏議』(南京図書館所蔵本)巻二一、南宮集之一二に収録。夏言の上奏文は、王圻『続文獻通考』巻一一五、宗廟考、〈大臣家廟〉にも抄録されている。

夏言は、上奏文のなかで、洪武帝による宗族弾圧を念頭に置いて、明初以来の始祖・先祖祭祀の衰退を嘆き、その祭祀の復活と官僚に対する家廟設立の許可を求めている。

⑯ 李待問『李氏族譜』巻五、世徳記、〈広成公伝〉(『仏山経済資料』三〇四頁)。

⑰ 以上、ともに前掲『李氏族譜』巻五、世徳記所収の人物伝に拠る

（『仏山経済資料』三〇四～三〇五頁）。

⑱『道光志』巻九、人物志、名臣、〈李待問〉伝。

⑲『仏山経済資料』四六一～四六二頁に収録。

⑳『渭厓文集』巻十、家訓続編、〈先徳〉。

㉑ 霍韜の経歴は、霍韜の子の与瑕により編纂された『石頭録』（『霍文敏公全集』収録）で詳細に紹介されている。

㉒ 前掲霍与瑕『石頭録』、光緒二八年刊『石頭霍氏族譜』巻一、〈祀記〉。

㉓ 前註⑧参照。

㉔ 前註⑧参照。

㉕ 前掲『李氏族譜』巻五、世徳記、〈祖考同野公〉伝。

㉖ 羅一星『明清時期仏山冶鉄業研究』（前掲『明清広東社会経済形態研究』収録）。蔣祖縁「清代仏山的商業和商人」、黄建新・羅一星「論明清時期仏山城市経済的発展」（ともに前掲『明清広東社会経済研究』所収）。

㉗ 邱濬「南海黄氏祠堂記」、李義荘「泌沖鄒氏始祖宋承徳郎墓碑」、羅虞臣「小宗弁」、袁昌祚「答劉天虞司馬書」。以上の文章はそれぞれ、『広東文徴』改編本巻七、巻一一、巻一四に収録されている。

㉘ 邱濬『大学衍義補』巻四九から巻五三に至る〈家郷之礼〉。

㉙ 葉・譚前掲「論珠江三角州的族田」。また、前掲『明清広東社会経済研究』所収の「明清珠江三角州農業商業化与圩市的発展」及び「略論明清珠江三角州的高利貸資本」。

第二章　宗族組織の特質と「官族」の成立

1　教育の重視

さて、郷紳らを中心として設立された宗族に内包される諸機能については、すでに従来の研究のなかでほぼ明らかにさ

㉚ 前掲『李氏族譜』巻七、〈祀業〉。

㉛ この問題に触れた論考は数多く提出されている。理論的に整理された研究としては、重田徳「郷紳支配の成立と構造」（岩波講座『世界歴史』一二、一九七一年）がある。また、佐伯有一「明末の董氏の変」（『東洋史研究』一六―一、一九五七年）は、最も早い時期に、郷紳の多角経営の事例を発掘したものである。

㉜『嘉靖・広東通志』巻二五、民物志、〈墟市〉収録。

㉝「明末清初広東珠江デルタの沙田開発と郷紳支配の形成過程」（『社会経済史学』四六―六、一九八一年）。

㉞『陳蹇野先生全集』巻一、奏疏、〈上中興政要疏〉収録。

㉟ 前掲『石頭録』。

㊱ 霍氏による多角経営の内容は、霍韜が石頭の家族に宛てた多数の書簡（『霍文敏公全集』巻七所収）、あるいは霍韜『家訓』の諸規定を通じて知ることができる。ちなみに、霍韜は、家人・族人による急激な経済活動に対して批判を加え、戒めている。

㊲ 邱濬は、『大学衍義補』の前掲〈家郷之礼〉のなかで、「漢唐以来」しばしば行われてきた「累世同居共爨之制」について、これを宗族確立の方法として採用しうるかどうかを検討し、経済的負担、収容人員などの点からして、始祖以来六、七世後も、累世同居を継続することは不可能であると結論づけ、この方法を退けている。

れている。それらを列挙するならば、祠堂の設立・維持と祖先祭祀の継続、宗法による族人の統制、宗族中の下層民への援助、族田、店舗などの共有財の維持、税糧等の納入、族産や族人の利益を守るために行われる行動（械闘）、更に科挙及第、任官を目的とした族人の教育への援助などである。[1] このように宗族という血縁組織が多様な機能を備えていることは、前出の深村堡の石頭霍氏の宗族を事例として確認することができる。

霍韜が同居共財生活を基本とする宗族組織について規定した前掲『家訓』によれば、第一に、宗族組織では、祖先祭祀を通じて族人を統制する宗子ないし宗子が「賢」でない場合に設けられる家長が宗族の維持に関する全ての業務を統括し、そのもとで「田事を綱領する者」、「貨を司る者」などが、共有財の製鉄業、陶磁器業、租佃地などを管理する（〈家訓提綱〉）。第二に、共有財からの収入は、族人の食糧、賦役、飢饉対策、糴糶（かいよねうりよね）、祭祀、奴僕への給付、冠・婚・葬などの諸経費に充当される（巻一）。第三に、祠田、学田を付随した祠堂、社学、書院を設立し、各租佃地からの収入により運営する（〈附録〉）。第四に、「計口授田」つまり族中の「子姪」等族人に一定の田畝を給付して耕作させ、毎年その収穫物を倉に蓄え、改めて族人の食糧（「家衆の口食」）として給付するものである（巻一）。

以上のように、石頭霍氏の宗族もまた多様な機能を内包しているが、従来の研究との関係で注意しておかねばならないのは、霍韜が族人に対して直接農業労働を課している点であろう。かつて仁井田陞氏は、宋代以降の宗族の最も重要な特徴として、族中の佃戸等下層農民の再生産を保障する機能を掲げていた。[2] 確かに霍韜は、「人家の養生は農圃を重しと為す。末俗浮を尚び田を治めず、坐して衰期を与（とも）にす」（巻一の序文）と述べるように、農業への従事こそ、「人家」の安定の途だという考えをもち、この考えにもとづいて「計口授田」の計画を提示している。しかし、霍韜は果たして族中の下層農民の生産・生活の維持を本来の目的として、土地を給付し農業労働を義務づけたのであろうか。彼が心配したのは、族人が「末俗」のように「浮を尚び、田を治め」ず、このことが「人家」の衰退につながる点であった（上文）。また霍韜は、「家の興」を支えるのは、「賢」なる「子姪」であるとし、「惰」「奢」に流れる「不肖」の「子姪」が多ければ、「以て其

の家を敗る」ともいう（巻一、〈子姪〉）。これらの霍韜の言葉からすれば、彼は、本来農民である族人の生産・生活を維持するために「計口授田」を実施したというよりは、むしろ「家の興」を支える「子姪」らが怠惰な生活に溺れ、遂には「人家」を滅ぼすことを防止することを目的として農業労働を課したように思われる。換言すれば、直接農業労働を通じて「子姪」ら族人の勤労精神を発揚させようとしていたと考えられるのである。

族中の「子姪」らに対して最も期待されたものが農業労働への従事でなかったことは、『家訓』巻一、〈子姪〉の第一条にも示されている。

凡子姪七歳以上入社學。十歳以上讀、暇則耕或耘、十五以上習擧業勿耕、二十五以上擧業不成、歸耕。擧業已成、及入府縣學、免耕。四十五以上猶附學兼考家業功最。

すでに見たように、霍氏では宗族組織設立後、社学、書院を設立していた。上文のなかで霍韜は、七歳以上の族人の子弟に対して例外なく、社学への入学を義務付け、十五歳以上で科挙を目指す子弟、また府・県学に入学した者には農業労働を免除し、そうでない者には耕作が課せられた。つまり「家の興」の鍵を握るとされた子弟に最も要求されたのは、社学等で儒教的教養を習得して科挙に及第し、更には任官することにこそあったのである。霍韜は「合爨」挙行後、しばしば任地から書簡を送り、社学、書院の「社学生」、「童生」を叱咤し、関連の規約を増している。[3] また、『家訓』のなかでは、すでに官僚となった者に、奴僕の使用を許し、あるいは食事、喪礼でも優遇措置を与え、族中の官僚の特別な地位を認めた（一巻）。

南海県の出身で、一条鞭法の施行者として知られる龐尚鵬もまた、族人に対して科挙及第、任官を期待している。かれは、その『龐氏家訓』（『嶺南遺書』所収本）のなかで、「民家の常業は、農、商を出でず」として、佃戸を用いた農業経営、商業経営の心得を詳しく書き残しているが、次の規定のなかには、彼の職業観が如実に示されている。

一　子弟以儒書為世業、畢力從之。力不能、則必親農事、勞其身、食其力、乃能立其家、否則束手坐困、獨不患凍餒乎。……

一　士農工商各居一藝。士為貴、農次之、工商又次之。量力勉圖、各審所尚、皆存乎其人耳。……（同書〈務本業〉）

すなわち、龐尚鵬は、同氏の子弟の生業として、農業・手工業への従事を勧めるものの、それらは次善の策であり、最も「貴」とされ、また「世業」とされたのは、「士」となること、つまり任官の道であったのである。（同書〈端好尚〉）

このように宗族の子弟の教育、その教育を通じての官僚の養成が重視されるのは、珠江デルタで宗族組織が急速に展開する明代後半の時期のみの現象ではない。仏山鎮で嘉靖年間以降、清代の乾隆、道光年間にかけて宗族の樹立が進捗したことはすでに述べたが、その他、明末清初の人である屈大均の『広東新語』巻一七、〈祖祠〉は、「嶺南の著姓右族」について、以前は「広州〔城〕に於いて盛ん」であったが、その後「之を世に広め」、「一郷に一姓、或は一郷に二三姓」というように単姓或は複数の姓の者が居住する「郷に於いても盛ん」になり、大宗・小宗の祠堂を、「千人の族」で数十所、族人が百に満たない「小姓単家」でも数所所有し、「始祖」祭祀を契機とする「収族」が盛んに行われたというし、また『雍正硃批諭旨』の鄂弥達の雍正九年（一七三一）三月二十二日の上奏によれば、「臣査すらく、粤属各郷には、大姓と小姓の分有り、大姓は則ち戸口数千余丁、小姓は乃ち雑姓にして附居し、事に遇はば、惟だ大姓に是れ聴くのみ。今擬すらく、以て大姓戸内より言行公正の貢、監を択び、立てて郷長と為し、其れをして本家及び附居の雑姓を稽査せしめよ……」という。これらの史料を通じて、清代には、単に同姓の者が特定の地域に居住するのみでなく、祠堂を中心として族人相互が結集し、宗族組織を形成する状況が一般的に定着していたことが知られる。このような宗族について、道光二年（一八八二）刊『広東通志』巻九二、輿地略十、〈風俗〉は、次のように述べる。すなわち、「民、祠を建つるを重んじ、多く祭田を置き、歳ごとに其の入を収む」としたうえで、宗族所有の祭田の収入は、祖先祭祀の費用の他、三つの用途に支出されるとしている。一つは、「朔日、子弟を祠に進め、以て文試を童子に課する者には助くるに巻金を以てし、膠庠（がっこう）に列なる者には助くるに膏火及び科歳の用度を以てし、秋榜を捷（とら）えて礼闈に赴むく者には助くるに路費を以てす」という。つ

まり、子弟を教育する族人、各学の生員、挙人等科挙を目指す者に対して、奨励金、学費、受験準備費用などを支給するものである。以下、同史料は、六〇歳以上の老人、「貧困残疾者」、「婚嫁喪葬に力無き者」などへの援助、及び飢饉時に「丁を計りて粟を発す」ことを挙げ、これらは「敦く宗族に睦むと謂うべし」と評している。この史料のなかでも、祖先祭祀関係を除く「祭田」収入の用途として筆頭に族人の教育への援助が掲げられており、宗族一般において、科挙及第が重視されたことが理解されるであろう。

さて、宗族が科挙及第、任官を目的とした教育を援助する方法は、二つに大別される。一つは、石頭霍氏のように、独自に社学、書院といった教育機関を設立する場合である。霍氏の他、例えば明末の天啓年間に全二十八族の族人を結集した冼氏においても、清代になって、広州城内の大宗祠の傍らに「試館」（書院）を建て、「子弟業を肄い、科歳に及びて考に応ずるの居る所」となし、冼氏の卿雲なる者は、この書院で八年にわたって「講学」を行った。この時、「各房の志有るの士は、郷由り省に来たりて業を肄い、安をトいて居し考に赴むく」という。④また、乾隆三十六年の挙人である莫応昌の代に仏山に移住し、進士、官僚を相継ぎ送り出して「仏山の望族」と評された莫氏では、代々「家学」の風があったというが、これも家での教育を示すであろう。⑤さらに、仏山では、嘉靖年間に、四社学が復興されたが、このうち厚俗社学は、清代の康熙年間までの間に、「前人族を斯に聚む、以為へらく、聖人の道、百行典型亟かに講ぜざるべからず」とあるように、特定の宗族の教育の場と化していた。⑥また、『乾隆志』巻七、〈郷学志〉には、合計八所の書院が記されているが、このうち、心性、桂香などの書院は個人名で設立されており、おそらく個別の宗族の所有であったと考えられる。

今一つは、族田収入のなかから族人の教育費用を捻出する場合である。『道光・広東通志』の前掲記事は、「祭田」の名目の族田から得られた収益の一部が科挙受験者らへの援助に用いられたことを伝えていた。また以下のように、教育費用の捻出を主目的とした族田が設置される場合もある。比較的早い時期に設けられた事例としては、明代中期に仏山の冼灝通が住居付近の「園地五十畝、田二百余畝」を出して、「祭田」と「贍学田」となしたものがあり、「皆郷に未だ之れ有ら

ざるなり」と評された。[7] また、同じく仏山の李待問は、大宗祠を設立して宗族を結集した際に、「又書田八十五畝零を置き、以て子孫の学に力むる者を作さん、循循として失なう勿きを願うなり」といい、一族の子孫の教育費用に充当するために書田を設けた。[8] 更に、明末清初の時期に宗祠、族田を整備した大岸（仏山の付近）の霍氏では、康熙二十九年（一六九〇）の共有財に関する規則によれば、「子弟謹学の助け、灯油巻資の必需は、応に広く書田を置き、以て起風騰蛟の慶を大んにすべし」といい、書田の収益をもとにした宗族の子弟の教育への援助が勧められた。[9] 先に紹介した宗族単位で書院等の教育施設を設立するのに較べれば、書田を収入源として族人の科挙準備に援助を与える方式はより少ない経費で済む点からすれば、この方式が一般化した可能性がある。仏山では、明代の嘉靖年間以降に社学・書院の整備が進み、このうち崇正社学、汾江義学（嘉慶年間に仏山書院に改称）、田心書院などは、清末まで継続する。これらは、個人の設立ではなく、仏山の郷紳が共同で設立したものであり、教育、文章の優劣の競争などの機能をもつ。[10] 独自に教育機関を所有しえない宗族にとっては、例えば書田などの収益をもとに経済援助のみをおこない、教育等はこうした地域の共同機関に任せる場合も多かったのではないかと思われる。

2　「官族」の成立

では、明代中期以降郷紳等を中心として盛んに樹立されるようになった宗族において、族人の生産・生活の保障の諸機能を内包しつつ、とりわけ科挙を通じて官僚を送り出すことが重視されたことは、その郷里社会の社会構造にいかなる影響をもたらしたのであろうか。この点について、仏山を例として検討を進めてみたい。

『乾隆志』巻六、郷俗志、〈氏族〉、『道光志』巻五、郷俗志、〈氏族〉によれば、各時代に仏山に居住していた「氏族」は、乾隆年間に一〇九、道光年間に九十二を数えるが、この清代の諸「氏族」のうちの一部は「土著」と呼ばれるものである。冼宝楨（清末光緒の人）「重修仏山堡祖祠碑記」は、「我が本堡の八図は、戸籍を開建してより数百年を歴し、丁口繁

衍にして資産豊殖なり。……前明に鎮を設けて自り後、四方より輻輳し、図に附して籍を占める者、土著に数倍す」と述べており、この記述を通じて、新たに移住した「附図占籍者」とは区別され、八図から構成される仏山の図甲制に戸籍を開いたものを「土著」と称したことが窺われる。仏山の図甲編成を見ると、二〇図、二一図、一一四図、一一五図、一一六図、一一七図、一一八図、一一九図の八図が設けられ、各図はともに十甲からなる。[11] 珠江デルタの図甲制に検討を加えた片山剛氏によれば、一般に当地の図甲制は一図＝十甲の構成で、一甲は一つの総戸と不定数の子戸から編成されるとともに、総戸の戸名は長期にわたり変更されない場合が多いという。[12] 仏山でも、『乾隆志』、『道光志』両刊本の各図甲表に記載された八図八十甲の総戸の戸名は全く同一である（一甲に一総戸であり、合計で八十戸）。この総戸の戸名を姓別で分類すると、梁、霍、陳（A）、冼、盧、岑、区、黄、李（A）、布、何、簡、羅、倫、高の十五姓である。[13]「鼎建公館舖舍碑文」[14]（乾隆四年―一七三九）によれば、「吾が郷は明の景泰自り、寇の蕭養を御するに功有るを以て忠義郷に勅封せらる。時に里戸は八図八十甲にして、今を歴ること数百余年、凡そ子孫に属するものは、躋（つつし）みて里役に充（あ）たり、急公にも悞（あやま）つ無し」とあり、黄蕭養の反乱時期、すでに八図八十甲の図甲編成が成立しており、この時の「里戸」の子孫が清代乾隆年間にもなお徭役に充当されていたという。したがって、八図八十甲の総戸として名を連ねる十五姓の家系の者は、この明代中期の時代までに移住を完了し、戸籍を開いた「土著」ということになる。

仏山では、これら「土著」十五姓のなかから、明清時代の仏山で最も早い時期に官僚等の身分を取得する者が現れた。前章で検討した李氏、冼氏などがそれである。例えば、前掲の冼桂奇（南京刑部主事）は明代中期に新たに鶴園冼氏の長房を開いて「冼翼」の戸名で一一九図六甲に登録した冼昱の子孫であり、また寧国府通判となった冼滌は、同じ頃二房を開いて「冼貴同」の戸名で一一九図五甲に登録した冼靖（昱の弟）の孫である。[15] その他、図甲編成上、どの戸名に相当するのかは確認できないが、一五世紀半ば頃に移住して、戸部尚書の李待問を送り出した李氏（A）、あるいはすでに宋・元時代に移住して、明代後半以降、官僚等を多数輩出した陳（A）、梁、霍（石頭霍氏とは別系統）など諸姓も「土著」の「氏族」

表Ⅲ　仏山の「官族」

表Ⅲを作成するに際して用いた主要史料は，『乾隆志』巻六，郷俗志，〈氏族〉条，『道光志』巻五，郷俗志，〈氏族〉条，『民国志』巻九，氏族志，〈氏系〉条である。表中，①は各志で「官族」として扱われているかどうかについて，また②は，諸「官族」の家系が最初に官僚等を送り出した時期について，それぞれ調べた。なお，政治身分取得の時期は，『民国志』巻十三，〈選挙志〉などに依拠して，科挙及第の年次から割り出した。③は各志の〈氏族〉・〈氏系〉条に掲載された政治身分の種別を記し，（　）内に人数を付記した。また，身分等について各志で食い違いのある場合は，『民国志』の見解に依った。

〈乾隆時期の「官族」〉

姓	①官族	②政治身分の獲得時期	③政治身分　種　別	
	乾隆志 道光志 民国志		明　代	清代・民国時代
*李（A）	○○○	明代　万暦年間	戸部尚書(1)　刑部員外郎(1) 挙人(1)　経歴(3) 署丞(1)　主事(1)	挙人(3)　教授(1)　教諭(4) 訓導(1)　知県(3)
*陳（A）	○○○	明代　嘉靖年間	参議(1)　知州(1) 学正(1)　挙人(1)	挙人(3)　翰林院庶吉士(1) 知県(1)
*梁	○○○	明代　正徳年間	主事(1)　推官(1) 知県(1)　教諭(1)	挙人(2)　教諭(1)　知県(1) 農林部次長(1)
*冼	○○○	明代　弘治年間	工部右侍郎(1)　参政(1) 主事(1)　通判(1)　知府(1) 知県(1)　学正(1)　典儀(2) 訓導(1)　挙人(1)	訓導(1)　知県(1)　僉事(1) 警佐(1)
*霍	○○○	明代　万暦年間	太僕寺卿(1)　同知(1) 知県(2)　教諭(2)	挙人(1)　武挙の解元(2) 進士(1)
龐	○○○	明代　万暦年間	工部主事(1)	知州(1)　挙人(3)　進士(1)
*黄	○○○	明代	教授(1)	学正(1)　教諭(1)　知県(3) 員外郎(1)
譚	○○○	明代　正徳年間	教諭(1)	教授(1)　学正(1)
*何	○○○	明代　正徳年間	同知(1)　知県(1)　教授(1)	進士(1)　知県(1)　挙人(1)
黎	○○○	明代　弘治年間	推官(1)　教諭(1)	知県(1)
楊	○○○	明代　崇禎年間	太僕寺少卿(1)	挙人(1)
関	○○○	明代　崇禎年間	知県(1)	知県(1)
*岑	○○○	明代　嘉靖年間	知県(1)	なし
*高	○○○	明代　嘉靖年間	同知(1)　学正(1)	なし
潘（A）	○○○	明代　正徳年間	知県(1)　教諭(1)　同知(1)	なし

姓	①官族	②政治身分の獲得時期	③政治身分　種　別	
	乾隆志 道光志 民国志		明　代	清代・民国時代
*布	○○○	明代　嘉靖年間	知県(1)	都司(1)
趙	○○○	明代	宣撫使(武職)(1)	挙人(1)
招	○○○	明代	教諭(1)	なし
彭	○○○	明代	経歴(1)	なし
邱	○○○	明代　万暦年間	知県(1)	なし
*簡	○○○	清代　康熙年間	なし	武挙の解元(1)
左	○○○	清代　康熙年間	なし	左副都御史(1)　挙人(1) 大理寺評事(1)
*区	○○○	清代　康熙年間	なし	御史(1)　教諭(1)　挙人(2) 道員(2)　同知(2)
張	○○○	清代　雍正年間	なし	御史(1)　知県(1)　教諭(1) 礼部侍郎(1)
龔	○○○	清代（乾隆以前）	なし	給事中(1)
朱	○○○	清代　康熙年間	なし	戸部主事(1)
馮	○○○	清代（乾隆以前）	なし	同知(1)　知州(1)
許	○○○	清代（乾隆以前）	なし	提督(1)　郎中(1)
方	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知州(1)　知県(1)
呉	○○○	明代　崇禎年間	知県(1)	知県(1)　教諭(1)　主事(2) 郎中(1)　国子監学正(1) 塩大使(1)　県丞(1)　塩運司 経歴(1)　福建布政使(1) 湖南巡撫・両湖総督(1) 訓導(1)　進士(1)　挙人(2) 知府(1)　主事(2)　知県(1) 内閣中書(1)　同知(2)
曹	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知県(2)
呂	○○○	清代　康熙年間	なし	知県(1)　挙人(1)
林	○○○	清代　康熙年間	なし	教諭(1)
兪	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知県(1)
荘	○○○	清代　康熙年間	なし	知県(1)
胡	○○○	清代　康熙年間	なし	知県(1)
談	○○○	清代　乾隆年間	なし	挙人(1)

姓	①官族	②政治身分の獲得時期	③政治身分　種　別	
	乾隆志 道光志 民国志		明　代	清代・民国時代
封	○○○	清代（乾隆以前）	なし	挙人(1)
周	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知県(1)
労	○○○	清代（乾隆以前）	なし	教諭(2)　知県(1) 国子監学正(1)
*羅	○○○	清代（乾隆以前）	なし	挙人(1)　教諭(1)
邵	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知県(1)
敞	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知県(1)
劉	○○○	清代（乾隆以前）	なし	知県(1)
衛	○○○	清代（乾隆以前）	なし	教授(1)
鄭	○○○	清代（乾隆以前）	なし	教授(1)
麦	○○○	清代（乾隆以前）	なし	教諭(1)

〈乾隆以降に新たに「官族」に参入した「氏族」〉

李（B）	×○○	清代　嘉慶年間	なし	翰林院検討(1)　山東塩運使(1)　湖南糧儲道(1)　知府(1)
陳（B）	×○○	清代　乾隆から道光の間	なし	安徽布政使経歴(1)　教諭(1) 知県(1)
潘（B）	×○○	清代　嘉慶年間	なし	刑部山西司主事(1)　挙人(2) 翰林院侍読学士(1)　翰林院編修・潼商道(1)

＊印は，「土著」の「官族」

である（表Ⅲ参照）。

『乾隆志』巻六、郷俗志、〈氏族〉、『道光志』巻五、郷俗志、〈氏族〉、『民国志』巻九、氏族志、〈氏系〉はともに、仏山の諸「氏族」を列挙する場合に、このように官僚ないし挙人以上の科挙及第者（「顕有る者」）を送り出した実績をもつ「氏族」を前に置き、その条件を欠く「氏族」を後に連ねている。これは、「官閥を以て重しと為す」配列の仕方であり、「官閥」としての「氏族」は「官族」、また「官閥無き者」は「雑姓」と称される。[16] 仏山の「官族」は、乾隆年間において合計四十七「氏族」、道光年間では、この四十七「氏族」に新たに三「氏族」を加え、合計五十「氏族」である（表Ⅲ）。

「土著」の十五「氏族」について

言えば、盧氏、倫氏を除く十三姓が、明代中期以降、清代までの間に官僚等を送り出して、「官族」のなかに入れられている。とりわけ、李（A）、陳（A）、梁、冼、霍、黄、何等の諸姓は、明代、清代ともに官僚、科挙及第者を送り出し、「官族」としての名実を継続的に維持し、また宗族結集の象徴としての祠堂数も、仏山の「氏族」のなかで多きを占める（表Ⅰ）。なお、表Ⅲを作成するに際して参考にした各『仏山忠義郷志』の「氏族」・「氏系」の条は、挙人以上の科挙及第者、官僚のみを掲げているが、その背後には、その他多数の科挙及第者等が存在したことに注意しておかねばならない。例えば、冼氏五族のうち鶴園冼氏の場合、「氏族」・「氏系」の条に現れる明清両代の挙人、官僚等は七人であるが、清朝倒壊直前の宣統二年（一九一〇）に編纂された前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜によれば、明清両代の「仕宦」は、武官、吏員などを含めて、合計二十三人、また生員・太学生等は、三十五人に上るのである。『乾隆志』中の、「故家巨族は詩書に敦く、礼譲を崇び、祠祭には其の財力を竭くす」（巻六、郷俗志、〈習尚〉）、或は「粤地は多く族望を以て自ら豪り、新たに徙る者、毎に其の処に安んぜず。郷は独り此の澆習無く、名家巨族は、畸畸之戸、驟遷の客と都て和好して猜無く、故に氏族至って繁く、門地自ずと別たる」（巻六、郷俗志、〈氏族〉）などの記事に見られる「故家巨族」、「名家巨族」に最もふさわしいのは、これら明代中期から族人を結集し、官僚等を送り出してきた「土著」の「官族」であろう。

さて、『乾隆志』、『道光志』の各〈氏族〉条は、「官族」として、以上に紹介したところの「土著」の宗族の他、三十数姓の「氏族」を列挙している（表Ⅲ）。これらはともに明代中期から清代、民国年間に至るまで、一貫して仏山の図甲表で戸名が記載されない「氏族」である。それらの来歴は必ずしも判明しないが、次のような仏山の状況は考慮しておく必要があるであろう。すなわち、明代後半以降、手工業、商業の発展にともなって、他地域から流入する移住者が急速に増大したことであり、かれらは「僑籍」、「僑居」、「僑寓」、「客」、「驟遷の客」などと称された。[17] 前掲冼宝楨「重修仏山堡祖祠碑記」に言う「附図占籍者」つまり八図八十甲に附籍されたものである。例えば、明末の人で、明朝滅亡後樹立された南明政権にも参加したことのある陳子升（南海県の人）は、当時の南海県で九江堡とともに「繁盛」を称された仏山について、

「向来、二三の巨族、愚民の為にその貨利を率い、惟だ鉄を鋳するのみ。邇来、流寓叢がり雑まり、商賈充塞す。土著は利を射い、室を併せて居し、以て賃値を取るも、客は主に勝る」といい、「土著」に対する「流寓」の増大、更に「主」（「土著」）に対する「客」の優勢を伝える。[18] また、『乾隆志』巻六、郷俗志、〈習尚〉は、在来の「故家巨族」のほか、「異地より新たに遷」ってきた者に言及し、「或いは宦成りて名立て、始めて来りて卜居し、或いは貲を擁して安を求む」と伝え、あるいは、同上郷俗志の〈歳時〉には、「夫れ郷は固より市鎮なり。四方の商賈斯に萃まり、四方の貧民も亦斯に萃まる。貲を挾みて以て賈する者什の一、徒手にして食を求むる者、什の九なり」という。仏山には、官僚、商人、更に生計の手段を求めて移住する者も多数に上っていたのである。清代の「官族」のうち、「土著」を除く三十数姓の「氏族」の多くは、おそらく明代後半から清代にかけて仏山に移住してきた「僑寓」、「客」であったと考えられる。

ところで、黄建新・羅一星両氏は、官僚等を輩出した「土著」の「名家大族」を「旧氏族」（＝宗族勢力）、他方の「客」、「僑寓」を「新商民」とそれぞれ呼んで、後者の新興階層が「旧氏族」の「宗族勢力」を打破したという図式を提出している。[19] 確かに「僑寓」の者が仏山の社会経済等の局面で台頭してくる情勢は両氏の挙げた史料でも確認しうるが、そのことが即座に「土著」の「名家大族」の没落を意味するのではないことは、これらの宗族が清代、民国年間にも継続して官僚等を送り出している点に注意してみるだけでも理解されるし、しかも最も大きな問題は、これら「僑寓」の者が「宗族勢力」と全く異質な存在とは言えないことである。以下に紹介するように、「僑寓」の「氏族」においてもまた、祠堂を建設して族人間の結束を固めようとする傾向が指摘されるのである。清代に「官族」として記録された「氏族」のなかから幾つかの事例を挙げてみたい。

① 労氏。清代において、ともに教諭職に任官した猷と仁の親子、また貴州鎮遠県知県の孝興とその子で国子監学正の潼が現れている。[20] このうち、労潼は、乾隆末における仏山の義倉建設の功労者であり、「其れ宗親を敬い恤れみ郷党を倡率し、備賑の義挙に皆成績有り」と言う。[21] 労潼の伝記には、「初め郷賢の労潼、魁岡堡由り仏山に徙るに、鎮内、地大く

人稠くして素より蓄積無きを慮り、紳富の中に於いて多方に款を籌り、義倉を創建す」とあり、義倉設立の前に同県の魁岡堡から移ってきたとされている。[22] おそらく父の孝輿とともに移住してきたものであろう。労氏は『乾隆志』編纂の頃にはまだ祠堂を所有していなかったが、道光年間までの間に一所建設している（表Ⅰ）。

② 李氏（B）。李氏（B）の仏山での始遷祖は士震なる者で、もと南海県黄鼎堡華平郷に住む監生であったが、「仏山に僦居し、挙業の学を棄てて賈と為り、歳暮には里に帰る」とあるように、科挙の道を棄てて仏山に寄寓し、商業に従事した。その後商業活動を通じて家産を増やした士震は、華平郷の「族党」を救恤し、飢饉、婚葬の時などには、これらを援助し、あるいは「同祖以下の兄弟子女」をいつくしみ、「婚嫁」は時を以てし、「田を分かち産を析し、視ること己の出の如し」という。また、「始祖及び房祖の祠を建てて、費は千に盈つ」とあるように、巨額の資金を投じて始祖・房祖の祠堂を併せて建設した。このように、士震は仏山に移住した後、原住地の華平郷の族人に経済援助を与え、また祠堂を作るなどして、宗族間の結束に力を注いだ。士震は、「子を教えるに方有り」とあるように子供の教育に力を入れ、諸子のうち可端は嘉慶元年（一七九六）の進士及第後に翰林院検討、可蕃は進士から、翰林院編修、山西道御史、兵科給仕中、湖南糧道などを歴任、また可瓊も山東塩運使に就任している。[23]

③ 呉氏。すでに明末の崇禎年間に知県の如祈が出ており、清代になると、更に布政使、巡撫の大官を始めとして多数の官僚等が現れた（表Ⅲ）。また、呉氏の祠堂は乾隆時に一所であったが、道光年間までに四所に増加している（表Ⅰ）。

呉氏一族のうち済運なる者は生員で後に教諭に任じられたが、当時、彼の家は、「同居の子姓蕃衍」というように多数の族人が同居の生活を送っていた。また、「嘗て極力祠宇を営建し、以て先祀を奉ずる」といい、祠堂の設立事業も行った。子の呉栄光は、進士及第後、翰林院に入り、更に貴州巡撫などを歴任した。[24]「方伯家廟記」[25]（呉栄光撰、道光十年）によれば、呉栄光は道光九年（一八二九）、新たに父の済運と祖父の玉堂公を祭る「七房方伯家廟」を設立したが、これはすでに済運の時に計画されていたものである。生前、済運は、栄光らが顕官となったことを喜びつつ、「吾、其の宗廟を守る

を卿大夫の孝と為すを聞く」として、玉堂公を房祖とする祠堂の建設計画を栄光ら兄弟に明らかにし、「仏山は居人稠密にして未だ易すくは地を得」ることができないから、居宅の西側の家塾の外にある澹和堂寝室を祠堂に転用すべきこと、また将来「析爨」（家産分割）した時には、呉氏の家産は、一部を「祭産」として留め、残りは栄光の兄弟が結婚して独立する時に分かち与え、もし結婚していなければ、「公家」（宗族）に帰すべきことなどを伝えた。家産分割の維持、小宗の開始などの時の様子が比較的よく窺われるであろう。

④　最後に、樸斎公を始遷祖とする梁氏を取り上げてみたい。この梁氏は「土著」の梁氏とは始遷祖を異にし、また、『民国志』の前掲〈氏系〉で始めて「官族」として記録されたが、始遷祖の移住はすでに嘉慶初めに行われていた。「梁氏家廟記」[26]（光緒一六年）によれば、梁氏の祖先は、元来の乱を避けて、珠璣巷から順徳の福岸へ移住し、更に四代後には南海県の麦村へ移ったが、当時は「丁口多く無く」、「列祖は農桑に注意して禄仕に遑あらず。故に明代には顕なる者無し」という。清代になって始めて「子姓日に繁く、儒を業とする者も衆」くなり、進士に及第して羅源県知県となる者（戢葺公）も現れた。そして、嘉慶初め、梁氏十三世の国雄（樸斎公）は、「仏山に商いし」、松桂里に家を定めた。これが仏山の梁氏の始遷祖である。以後、その子が進士及第後中書官になったのを始めとして、進士、侍読学士、鴻臚寺少卿、知府、知県などが輩出し、「仏山の右族」と称せられる。移住当初、樸斎公の時代には、原住地の麦村に「専祠」が設けられていたが、その後、仏山の梁氏は「人丁数百」にのぼり、「四時の祭祀に、尽くは故郷に返る能わざる」こととなり、そこで、梁氏では、清末の光緒五年（一八七九）、松桂里に樸斎公を始祖とする「梁氏家廟」を建設したという。その族譜に、「〔移住後〕五十年の間に生歯日ごとに衆く、祖孫父子、昆弟叔侄、姑嫜姑娌ら一門以内に二百余人あり、祠宇・室廬・池亭・圃囿は五十余所」と伝える。[27]

ここで興味深いのは、梁氏が移住した嘉慶初め（一八世紀末）から家廟を独自に設立した時期までの約一〇〇年ほどの間は、仏山に家廟をもたず、始遷祖の郷里の麦村にもどって祖先祭祀を挙行していた点である。「僑寓」の「氏族」の場合、

「土著」の「名家大族」に比べて仏山に所有する祠堂数が少ないが（表Ⅰ）、その一つの理由には、単に移住後の歴史が浅いのみならず、梁氏のように、当初は移住以前の原住地で祠堂を所有して、元の宗族との関係を保ち、数世代を経て族人が増加してきたところで、仏山で新たに祠堂を設立するという在り方があったからではないか、と推定される。前掲の李氏（B）もまた、原住地に祠堂を所有していた。

以上の四例のうち、呉氏の正確な移住時期は不明であるが、少なくとも明末までに仏山への移住を終えていたことは明らかである。また、労、李、梁の三氏は清代に移住してきた「僑寓」の人戸である。これらの諸例を通じて理解されるのは、「僑寓」の「氏族」においても、商業等で家産を蓄えた有産階層の家が、官僚を送り出したことを契機として祠堂を設立し、独自の宗族を形成するという在り方であり、このパターン自体は、「土著」の宗族の場合と同質であるといってよい。したがって、明代中期以降の仏山においては、新たな移住者＝「僑寓」の人戸も加えつつ、官僚、有産階層を中心に宗族結合が形成・維持されるという在り方が繰り返されてきたと考えられる。しかしながら、このことは、「官族」が無制限に生み出されるような流動的な質のものであることを必ずしも意味していないように思われる。『乾隆志』によれば、仏山の「官族」は「土著」、「僑寓」を含めて合計で四十七「氏族」であり、『道光志』になっても、この四十七「氏族」に新たに三「氏族」が加わるのみである（表Ⅲ）。つまり、この時期における仏山の「官族」にはほぼ変化が見られないといっても良いのである。このことは逆に「官族」とは区別された「雑姓」に焦点を当てて考えてみると、よく理解される。

仏山における「雑姓」は、『乾隆志』によれば、当時六十二姓、『道光志』の段階では、四十二姓であり、ともに挙人以上の科挙及第者、官僚を送り出していない。[28]「雑姓」に関する両刊本の記述は姓を記すのみの簡単なものであり、祖先を共通にするかどうかつまり同族かどうかは判明しないが、少なくとも、仏山では、乾隆から道光の時代にかけて、四十二から六十二の姓の者は、恒常的に「官族」に上昇しえず、「雑姓」の地位に甘んじなければならなかったのである。しか

も、『仏山忠義郷志』の選挙志を調べてみると、記録された科挙及第者の姓は、明清時代（道光年間まで）において、「官族」の条件とされた挙人以上の者のみでなく、生員クラスにいたるまで、その多くは、「官族」の姓に合致する。[29] 言い換えれば、「雑姓」は生員等下級の科挙及第者すら満足に送り出せなかったことになる。前述のように、明代後半以降、仏山には多数の移住民が流入し、このなかには官僚、資本を携えた商人なども含まれ、また移住民のなかから「官族」の列に参入する部分も少なからず存在したが、「四方の商賈斯に萃まり、四方の貧民も斯に萃まる。貲を挾みて以て賈する者は什の一、徒手にして食を求むる者は什の九なり」（前掲『乾隆志』巻六、郷俗志、〈歳時〉）というように、かれらの大多数は、生計の手段を求めて移住してきた貧民であった。仏山は明清時代の珠江デルタで最も製鉄等の手工業、商業が繁栄した鎮であり、明代中葉、「仏山の商務は鍋業を以て最と為す」と言われた鉄鍋の製造（前出の冼灝通の事例）の他、明末の崇禎年間にはすでに製鉄部門での鉄線、鉄鎖、鉄釘の三つの行組織が成立して、軍器・造船など国家の需要に応え、あるいは、「農具」、「雑貨」などを製造していた。[30] また乾隆年間の碑文によれば、「糙米舗」、「紙行」、「銀器行」、「油行」なども存在した。[31] これら手工業・商業部門における行組織の成立、発展はすでに中国の研究者が豊富な事例をもって検証しているところである。[32] これらの産業においては当然多数の労働者が必要とされた。例えば、屈大均（明末清初の人）『広東新語』によれば、「生鉄」（銑鉄）を「熟鉄」（錬鉄）に製錬する「炒鉄」の工程を扱う「肆（シ）」は仏山に「数十」、「人は数千有り」、「一肆に数十砧（チン）、一砧に十余人有り」という（砧は炉の単位）。あるいは、「奉憲厳禁示碑」[33]（乾隆五五年）は、「糙白米舗」（精米所）で、「毎舗」、「七八人、十余人」の「雇工」が働いていたことを伝える。仏山の風俗を記した『乾隆志』巻六の〈郷俗志〉にも「傭作繁滋」として、「傭作」の多きを伝える。「官族」に上昇しえず、「雑姓」として滞留した人々は、おそらく資本をもたないままに仏山に流入して、仏山の手工業、商業経営のもとで直接生産労働に従事した貧民層であったと考えられる。しかも、かれらは、「土著」、「僑寓」の「官族」と異なり、その多くは祠堂を所有しない。乾隆年間、仏山に祠堂を有した三十四姓のうち、非「官族」で祠堂を所有したのはわずかに三氏、道光年間ではやや増えて八姓にしか過ぎな

い（表Ⅰ、Ⅲ）。当時の士大夫がいうように、宗族樹立の不可欠な要素が、共通の祖先を祭祀する場としての祠堂にあるとするならば、これら「雑姓」の多くは、宗族結合も充分に行えない階層ということになる。

このように科挙及第者、官僚を送り出し、また祠堂を中心とする宗族組織を形成する「氏族」＝「官族」が、乾隆から道光の時期において、「土著」、「僑寓」を含めて、五十前後に固定され、他の「雑姓」が科挙官僚制度への途、また宗族結集への途をほとんど閉ざされていた最も大きな理由は、経済的側面から説明されるべきであろう。言うまでもなく、科挙に及第するには、相当の経済力に裏付けられた勉学が必要であり、また祠堂、族田等の共有財の設置をともなう宗族樹立にも多額の費用がかかることはすでに述べたところである。こうした経済的要件を満たしうるのは、郷紳ないし手工業・商業経営、土地経営などを通じて家産を築いた有産階層であり、「雑姓」の多くを占めるであろう「雇工」等の貧民においては、その子弟を教育するに足る経済的・時間的余力はなかったであろうし、なおさら宗族樹立の力量はもたなかったと考えるのが自然である。

他方、郷紳・有産階層は、宗族組織のもとに族人を結集し、宗族の共有財を設置して永続的な経済基盤を確保するとともに、族内での教育の機能（家塾・書院等の教育機関、書田の設置）を通じて、連続的に科挙及第者、官僚を輩出する体制を確立していった。しかも、この宗族体制のもとでは、教育のみならず、族中の下層民の救済、商業・手工業、土地所有など様々な経済分野での族人間の協力などの機能が内包されることにより、宗族を構成する族人の生産・生活の維持は有利な条件を与えられることになる。そのことがまた、特定の宗族の維持・発展を容易ならしめたであろう。こうして、明代中期以降における「土著」・「僑寓」の特定の「氏族」が、清代、更に民国年間にいたるまで「官族」としての地位を保全し、長期にわたってその家系を維持する構造が定着したと思われる。

① 本稿で紹介してきた日中両学界の宗族研究、またすでに前稿で取り上げた一九五〇年代までの研究などに基づいて整理した。

② はじめに④参照。

③ 前掲『霍文敏公全集』巻七之下、〈書〉。

④ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻二之三、宗廟譜三、〈重修曲江書院兼建試館工程記〉、及び〈重修試館碑記〉。
⑤ 『民国志』巻一四、人物六、〈莫以枋〉。
⑥ 李象豊撰「重修厚俗社学記」（康熙五年。『民国志』巻五、教育志、〈社学〉収録）。
⑦ 第一章⑧参照。
⑧ 前掲『李氏族譜』巻七、〈祠業〉。
⑨ 『太原窰氏崇本堂族譜』巻三、〈霍氏嘗例小引〉（『仏山経済資料』四六〇頁）。
⑩ 『乾隆志』巻七之下、〈郷学志〉、『道光志』巻四、〈郷学志〉、『民国志』巻五、教育志、〈書院〉・〈社学〉。
⑪ 『乾隆志』巻三、郷事志、〈図甲〉、『道光志』巻七、郷防志、〈図甲〉。
⑫ はじめに註③で紹介した片山二論文参照。
⑬ 前註⑪参照。
⑭ 『仏山経済資料』四六頁。
⑮ 前掲『嶺南冼氏宗譜』巻三之二十、分房譜・練園房。
⑯ 『民国志』巻九、氏族志、〈氏系〉。
⑰ 「客」、「縣遷の客」の用語例は本文中で示した。「僑居」、「僑籍」の事例は、『乾隆志』巻六、郷俗志、〈祭時〉、『道光志』巻一二、金石下、乾隆九年「汾江義学記」、康熙五三年「重修文院并起庁碑記」（『仏山経済資料』二八頁）などに見られる。
⑱ 陳子升『中州草堂遺集』巻三二、襍著文、〈与南海明府書〉。
⑲ 「論明清時期仏山城市経済的発展」（前掲『明清広東社会経済研究』所収）。
⑳ 『道光志』巻五、郷俗志、〈氏族〉。
㉑ 『道光志』巻九、人物志。
㉒ 同治一一年刊『南海県志』巻一四、列伝、〈冼沂〉に付す。
㉓ 『道光志』巻九、人物志、〈李士震〉伝、〈李可端〉伝、〈李可蕃〉伝、同書巻五、郷俗志、〈氏族〉。
㉔ 『道光志』巻九、人物志、〈呉済運〉伝。
㉕ 『民国志』巻九、氏族志、〈各姓祠堂〉収録。
㉖ 『民国志』巻九、氏族志、〈各姓祠堂〉収録。
㉗ 咸豊五年刊『梁氏支譜』巻首、〈梁氏支譜序〉（『仏山経済資料』二八九頁）。
㉘ 『乾隆志』巻六、郷俗志、〈氏族〉、『道光志』巻五、郷俗志、〈氏族〉。
㉙ 『道光志』巻一〇、選挙志。
㉚ 崇禎八年「広州府南海県飭禁横斂以便公務事碑」（『仏山経済資料』一三頁～）。
㉛ 「乾隆年間仏鎮衆行捐款籌辦某公事残碑」（『仏山経済資料』一〇〇頁）。
㉜ 羅一星「明清時期仏山冶鉄業研究」（前掲『明清広東社会経済形態研究』所収）、黄建新・羅一星前掲「論明清時期仏山城市経済的発展」など。
㉝ 『仏山経済資料』九〇頁～。

おわりに

本稿では、宋代の宗族を対象とした前稿での検討を踏まえて、明清時代の珠江デルタの宗族の形成・発展の軌跡を追及

した。そのなかで明らかになったことの第一は、明代中期以降、官僚身分の保持者である郷紳が中心となって主体的に宗法のもとでの族人結集、族田・祠堂等の共有財の設置を進め、宗族組織を樹立したことである。宗族組織の樹立は、郷紳がその在世中に商業・手工業経営、土地経営等を通じて獲得した家産をその主要な経済基盤として進められたと考えられる。第二に、こうして成立した宗族組織においては、単に宗族共有財の維持、族人の生産・生活への配慮のみでなく、更に官僚等を送り出すことが重視され、社学・書院、ならびに書田の設置などの事業が行われた。科挙及第、任官を目的としたこれら教育事業の重視の結果、明末清初の時期をへて、清代には、郷紳の郷里社会において、特定の「官族」が継続的に官僚等を輩出し、その他の「雑姓」とは区別されるような構造が成立した。

このような特質をもつ宗族＝「官族」が郷里社会に出現したのは、単に宗族の一機能として、教育事業が内包されていたことによるものではないように思われる。范氏義荘という宋代以降最初に族田・祠堂の設置、宗法の適用などに特徴付けられる宗族組織が成立した宋代において、すでに張載・程頤らの文人は、永続的な官僚の家系（「世臣」）確立の手段として宗法に基づく宗族を樹立すべきことを主張していた。[1] かかる見解は、宗族の樹立が展開され始める明代中期、『大学衍義補』を著して皇帝に上呈した邱濬も同書のなかで主張している。かれは、張載・程頤らの見解を紹介した後、「臣按ずらく、宗子の法を行わんとすれば必ず世胄自り始めよ。今の世の文臣に世襲の法無く、惟だ勲戚及び武臣のみ世世相受け、以て爵禄有り。此の法断然行うべし」という按語を付して賛同し、宗法の確立、祠堂・族田の設置を主張したのである。[2] このように宋代以降の文人のなかで継承されてきた見解は、宗族という組織形態が、族人の救済等多様な機能をもちつつも、究極のところ、官僚の家系の存続をその目的として編成されたことを如実に物語っている。仏山でも、霍承恩修『霍氏族譜』（道光二八年刊。広東省中山図書館所蔵）は、その「凡例」の第一条で程頤の宗法論を収録し、宗族の樹立・維持が「世臣」の家系の確立を目的としたことを明らかにしている。また、本文中で紹介したように、霍韜、龐尚鵬らは、宗族樹立に際して、族人に対してなによりも科挙及第、任官を望んだが、それもまた同様の主旨からであろう。

最後に宗族の形成・普及について残された問題に言及しておきたい。

第一、郷紳をして宗族樹立へと向かわせた要因について。従来の郷紳に関する研究のなかで最も体系的な理論を構築した論者の一人である重田徳氏は、明末清初の時期に登場する郷紳について、その郷里社会における「私的・分権的・封建的志向」を指摘するとともに、「中国官僚機構の特質＝非世襲制と、科挙制度の解放性に基づくその流動性」は、郷紳の家系の維持を困難にし、「官僚制度＝科挙制度に最も適合的な社会層としての地主層」から絶えず郷紳が補充されたという旨のことを述べている。[3] 個別郷紳の家系の維持の困難さという点について言えば、重田氏とほぼ同じ時期に提示された古島和雄氏の指摘も想起されねばならない。古島氏は、「縉紳」「豪紳」の基礎としての地主制について、「遺産の相続における均等分割の原則」が「地主的土地所有の分散化の決定的な契機であり、土地の売買等による移動とあいまって、土地所有の集中と分散は絶えない動きとして繰り返された」という。[4] つまり、個別郷紳の家の存続は、科挙官僚制度のみならず、均分相続の原則によっても絶えず脅かされていたのであり、かかる均分相続の原則が仏山でも貫徹されていたことはすでに述べた。

言うまでもなく、官僚身分の非世襲、均分相続の原則は、単に明清時代の郷紳の家のみの問題ではなく、科挙官僚制度が確立した宋代以来の官僚等政治身分の保持者について共通して指摘されることである。すでに紹介した張載、程頤らの、「世臣」の家系の確立を目的とする宗族の形成という考えがそもそもこのような二つの要因にもとづく家の存続の危機に対応するために産み出されたことは前稿で検証した点である。つまり、均分相続の対象とされない共有財を経済基盤として、個別家族を集合した宗族集団を結成し、その集団のなかから代々官僚等を送り出して、事実上「世臣」の家系を成立せしめようとするものであったのである。[5] 郷紳が宗族形成へと向かわざるをえなかった背景に、宋代の場合と同様に科挙官僚制度と均分相続の原則という二つの要因が存在していたことは、前掲の邱濬が張載らの議論をそのままに収録して、「文臣」の家系の世襲化を主張した事情からも明らかであろう。

第二、宗族組織が一五・一六世紀以降の時代に急速に展開した要因について。これまでの宗族研究のなかで、宗族組織がこの時代、華中・華南の経済的先進地域で最も発展を遂げるのはなぜかという疑問が提出されるとともに、宗族が「城・鎮」といった都市ないし都市化された地域に集中する傾向があることも指摘されている。[6] 珠江デルタの場合にも、現実に、始祖祭祀、祠堂・共有財の設置など宗族の樹立・維持に関連する事業は、明代後半以降手工業・商業などが急速に展開する珠江デルタのなかでも、とくに仏山鎮等の都市化された地域で、清代にかけて発展を遂げた。この時代における宗族発展を促進した要因はどこに求められるべきであろうか。第一点で指摘したように、郷紳等が宗族形成へと奔走せざるを得なかった個別的契機は、彼らが科挙官僚制度における官僚等の身分の非世襲、均分相続の原則といった宿命を抱えた点に求められると考えられるが、かかる条件は、すでに宋代以降の官僚等一般を規定していたものであり、かかる側面への注目のみでは、明代中期以降における宗族発展の固有の要因を説明することは困難である。この問題を理解するうえで重要だと思われるのは、一五・一六世紀以降、宗族普及の主要な舞台となった華中・華南地域での商品経済の進展との関係である。本稿で発掘したように、商品経済の進展のなかで手工業・商業が栄えた仏山等の都市化された地域における宗族形成の一般的パターンは、郷紳等が手工業・商業経営、更に土地経営などを通じて獲得した巨大な所有をもとに、祠堂、族田等を設置し、族人を集合していくものである。このような宗族樹立の形態から演繹すれば、郷紳等の官僚身分の保持者等が、商品経済の進展を背景として、前代とは比較にならない程の所有の増殖を行う機会を得たことこそが、宗族の普及を促進した当該の時代固有の歴史的条件であったと言えるのではないだろうか。

① すでに前稿「宋代以降における宗族の特質の再検討」で論証した。関連の資料は、『蘇軾文集』巻八、策、〈策別安万民二〉。『張載集』経学理窟、〈宗法〉、『河南程子遺書』巻一八、伊川先生語四などである。

② 『大学衍義補』巻五二、治国平天下之要、明礼楽、家郷之礼。

③ 重田前掲「郷紳支配の成立と構造」。

④ 古島和雄「旧中国における土地所有とその性格」（『中国農村革命の展開』第一章、一九七二年）。

⑤ 前掲「宋代以降における宗族の特質の再検討」。

⑥ かかる疑問は、すでに牧野巽氏が、「近世中国の宗族」（原載は『東洋文化』二〇〇～二〇八号、一九四一・四二年）で提出していたが、

その後、現在に至るまで解決されていない。「城・鎮」への宗族集中の現象については、はじめに前註⑥参照。また、ごく最近発表された田仲一成「蕭山県長河鎮来姓祠産簿剖析――清代浙東宗族における祠産形成と組織統合の過程――」（『東洋文化研究所紀要』第百八冊。一九八九年二月）は、浙東の長河鎮に居住した来氏の宗族を取り上げ、明清時代とくに清代中葉以降における同宗族の発展を明らかにしている。

（一九八九年三月稿了）

〔補註〕 はじめに（補1）最近、遠藤隆俊氏は、「范氏義荘の諸位・掌管人・文正位について――宋代における宗族結合の特質――」（『集刊東洋学』六〇、一九八八年十一月）で、宋代の范氏義荘の内容を詳しく紹介している。

〔付記〕 筆者は一九八三年九月から一九八五年二月まで南京大学歴史系に留学したが、この間、同大学での指導教官である羅崙先生の御紹介により、しばしば広東を訪れる機会を得た。広東では、中山大学の葉顕恩、譚棣華両先生（ともに現在は広東社会科学院に所属）の御尽力により、中山図書館所蔵の広東の地志、族譜を多数閲覧する機会を与えられるとともに、同図書館の係員の方々にも複写等の便宜を図っていただいた。本稿ならびに前橋における宗族に関する見解の基本は、南京大学、中山大学、中山図書館において資料収集を続けるなかで形造られたものである。記して関連の諸先生方に感謝の意を示したい。

また、一九八九年八月九日から十一日にかけて長野県戸隠宝光社で開かれた恒例の明清史夏合宿の会において、有稿の要旨を発表する機会を与えられたが、その席上、和田博徳、森正夫、濱島敦俊、大谷敏夫、岸本美緒、片山剛、岩井茂樹、上田信、呉金成等の諸先生をはじめとして多数の方々から、貴重な御意見を頂戴した。諸先生の御厚意に改めて御礼申し上げるとともに、この時点で本稿がすでに印刷に回されていたため、充分に諸先生の御意見を取り入れることができなかったことをお詫びします。宗族の歴史的意義については、なお様々な角度から検討される必要がありますので、今後の研究のなかで諸先生の御指摘を生かしながら熟慮したいと考えています。

（弘前大学人文学部講師）

By way of conclusion, it is noted that the Japanese policy toward Korea was two-fold and contradictory. On the one hand, Japan maintained an expansionist policy. However, Japan also wished to cooperate with China. Japanese policy makers lay stress on the latter aim. The Japanese policy of military expansion was not the reason for the conflict with China. On the other hand, when China intervened in Korea it also did not anticipate a military conflict with Japan. Although a conflict developed because of Korea, it was not unavoidable, and could have been settled without conflict.

The Formation and Structure of the *Zongzu* 宗族 System

——Especially in the Zhujiang 珠江 Delta during the Ming and the Qing Periods——

INOUE Tôru

This study is an attempt to make clear the actual conditions and function of the *zongzu* system in the Zhujiang delta during the Ming and the Qing periods.

The local gentry, *xiangshen* 鄉紳, as landlord, manufucturer, and merchant built up a considerable fortune, invested these funds in the *zutian* 族田, *citang* 祠堂 and so on and called relatives together in the Zhujiang delta after the mid-Ming period. The most important feature of the system was the education of these men to become bureaucrats. In fact, some *zongzu* groups, *guanzu* 官族, that produced many bureaucrats over a long period of time, appeared in the local societies of the Zhujiang delta during the Qing period.

A plan to organize the system so widely as to produce more bureaucrats was already presented by the *shidafu* 士大夫 in the Song period, but the age of prosperity of this system came after the sixteenth century.